

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長会同
家庭裁判所長

令和6年6月19日、20日開催

協議事項（1日目（6月19日））

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 裁判所が紛争解決機能を全体として高めていくために、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官全体が、事件処理に負担を感じることなく最も効果的にその能力を發揮し、充実した司法サービスを提供するための方策について、取組が進められてきた。この一年間の取組は、各分野において、裁判官が日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担、そのような取組が裁判所の紛争解決機能を高める好循環を生み出しているかといった観点からどのように評価すべきか。
- (2) これまでの取組等に加えて、裁判官が事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

大阪地裁	3
福岡地裁	9
高松家裁	<u>14</u>

事務的協議事項（2日目（6月20日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割

裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限發揮させる方策

裁判所においては、デジタル化を契機として、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織作りを目指す様々な取組を進めているところ、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用するための取組が進められてきた。

昨年度の協議においては、裁判所の将来を担う世代の裁判官や職員の意見を活用することの重要性や意義について議論されたところである。これを前提とした上で、この一年間の取組のうち、上記意見を活用した事務の合理化、効率化により裁判官・職員の負担感を軽減する効果を挙げたものはあるか、将来を担う世代の裁判官や職員にその意見が活用されているという実感を与えるものとなっているか、これらの裁判官や職員から聴取した意見を事務の合理化、効率化に関する施策に反映させるための具体的な方策やあい路（所長の役割や上級庁との関係性を含む。）、さらには取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。今後、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとして、どのようなことが考えられるか。その際、所長や上級庁が果たすべき役割は何か。

以上について、裁判官とそれ以外の職員で分けて議論する。

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 裁判所が紛争解決機能を全体として高めていくために、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官全体が、事件処理に負担を感じることなく最も効果的にその能力を発揮し、充実した司法サービスを提供するための方策について、取組が進められてきた。この一年間の取組は、各分野において、裁判官が日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担、そのような取組が裁判所の紛争解決機能を高める好循環を生み出しているかといった観点からどのように評価すべきか。
- (2) これまでの取組等に加えて、裁判官が事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

(大阪地裁)

1 論点事項 1について

(1) 当庁民事部における取組と課題

当庁民事部では、審理序盤の口頭協議により実質的争点（核心）を共有し、データを活用しながら、核心に注力した無駄のない審理（コア審理）を目指す取組を行っている。コア審理の手法をパッケージ化し、説明会を開くなど入口のハードルを下げて効果を実感しやすいようにしたり、IT化PTの右陪席が中心となり他の右陪席にも参加を呼び掛け、いわば「横」からの働き掛けをしたりしており、取組の輪は着実に広がっている（本年度に向けて新たに試行的取組への参加希望を募ったところ、民事事件を担当する部総括、右陪席約80名（右陪席約60名）のうち、約60名（右陪席約40名）が前向きに検討している）。また従前から行っている右陪席向けの部総括の争点整理手続の見学会では、事件のマネジメントに関する部総括アンケート結果

も提供し、意見交換を行うなどしている。積極的に取り組む者の中には、平均審理期間の短縮等の効果が出ている者もいるが、一方で、このような取組に前向きでない裁判官も一定数いるのが実情である。そのような裁判官の多くは、目の前の事件処理に追われ、新しい取組を行う余裕のない者といえるが、その具体的要因は、手持ち事件数（別紙イ①）、基本的能力（別紙ウ①）、時間的自由度（別紙エ①）、習熟までの手間（別紙ア③）等様々なものが考えられる。

部総括の関係では、訴訟物と要件事実を軸として核心に注力したコンパクトな訴訟運営をゴールとする点は認識が共通しているが、そのアプローチとして、デジタルツールを活用し、当事者にも協力を求め、より現代風にゴールを目指す積極派、ゴールは裁判官の基本的な能力の問題であり、デジタルツールの活用と基本的能力の鍛錬はそれほどつながらないと考える慎重派、その中間派に分かれており、ゴールの認識は共通なのにアプローチの有用性に関する認識が分かれる分岐点の議論はあまりされておらず、それが部総括から右陪席への後押しのバラツキにもつながっている（別紙ア①）。

（2）当庁刑事部における取組と課題

裁判官が負担を感じることなく事件処理の合理化・効率化を進める取組は、裁判員制度の導入とその後の運用改善による核心司法への動きという形で実現されており、当庁刑事部では、各部総括から提出される書簡、書簡に基づいて裁判官同士で行う書簡ツイート、3、4か部の単位で実施する事例検討会等によって、取組を共有、進化させており、自白、否認事件とも平均審理期間は全国平均を下回る状況となっている。また昨年以降、実効性を踏まえ、各種委員会やPTの人数削減や活動量の圧縮等を進めており、負担軽減を図っている。しかし、これらの取組にも関わらず、近時の新受件数増加に伴う未済件数の増加や新制度への対応業務の増加等もあって、右陪席の事件処理の負担感は改善されていない（別紙イ①、②）。

（3）刑事部門と民事部門の問題状況の違いや相互共有

ア 合議事件の処理を通じた足腰の鍛錬、知の承継

刑事部門では、合議事件の処理を通じて、単独事件を含めた汎用性のある事件処理能力の向上を図りやすいのに対し、民事部門では、合議事件と単独事件とで判断類型が異なる上、右陪席の繁忙状況等から合議事件への関与が限定的なことから、合議事件の処理が単独事件の処理能力の向上に直ちに直結しにくい面がある。このため民事部門では、刑事部門と比較すると、能力向上の観点から、意識的に合議事件への右陪席の関わり方や合議事件処理以外の場面での方策を考える必要があるなど、刑事部門よりも知恵が必要であり、別紙ウ③の視点をより意識する必要がある。

イ 部総括相互の議論状況、共有すべきものは何か

民事部の部総括相互の意見交換は、各部の取組状況、問題意識や工夫の紹介等を中心に活発にされており、現状や課題に関する認識共有は進んでいるが、更に進んで、民事部全体としての方向性を共有するための相互批判を含めた議論が少ないように感じる。これに対して、刑事部の部総括の意見交換は、裁判員制度導入前後の経験もあってか、刑事部全体としての観点から意見をぶつけ合うことも多く、そのような議論を通じて方向性に関する認識共有が図られることが多い。変革期では、部総括層としての方向性の共有が重要となるから、部総括間の議論を現状認識や課題の共有から、課題解決のための方向性の共有にいかに展開していくか重要なところ。

ウ 裁判員制度、労働審判制度により気づかされたこと

個人的な意見になるが、裁判員制度導入の最大の成果は、裁判では、関係者（法廷であれば三者、評議であれば裁判官、裁判員）がそろった場での口頭のやり取りで、重要なことが実質的に形成されていく、前に進んでいく、決まっていくのであって、書面作成はあくまでその準備に過ぎず、それが訴訟法の予定している裁判像であり、法曹の仕事の在り方もその観点から考え直すべきではないかという点に気づいたことにあると理解している。民事部門でも労働審判制度は裁判員制度同様の成果を上げているよ

うに理解している。このような視点は、非対象事件のみならず近時の審理運営改善に関する議論や働き方改革の議論にも十分に生かせる視点ではないか。このような視点を、刑事事件、民事事件全般においても生かしていくよう、民事、刑事の知見、経験を共有しつつ、審理運営改善や負担の合理化を含め、当事者の業務改善なくして裁判官の業務改善なしとの意識も持ち、取組の輪を広げていくことが必要ではないか（別紙ア④）。

2 論点事項2について

（1）より楽しく、より質の高い裁判を実現できる環境整備を進めるための視点

問題意識の概要は別紙のとおり。業務上の要因のア、イ、ウは相関関係にあり、一つが良くなれば他にも良い影響を与え、一つが悪くなれば他にも悪い影響を与える関係にある。ここに業務外の要因エが加わることになる。この相関関係を踏まえ、負の循環に陥りかけている、陥っている裁判官について、いかに安定的に正の循環にもっていくが最大の目標である。また、この相関関係は書記官も同様であり、裁判官の「負」又は「正」の循環が書記官の「負」又は「正」の循環につながり、その逆もあるということに留意する必要もある。

（2）現状を踏まえたメニューの必要性

このような相関関係の具体的な状況は、庁、部、裁判官個々人により異なるから、負の循環を正の循環に持っていくためには、庁、部、個々人の状況を踏まえたメニューが必要である。そのためには、その状況を踏まえ、種々の取組課題の優先順位をつけることが重要であり、特に優先課題の明示よりも、優先しなくてよい課題の明示が重要と思われる。

（3）部の役割、部総括の役割

過度な負担を感じることなく、楽しく審理運営改善に向けた取組を進めるには、それを個々の裁判官の取組とするのではなく、部全体の取組と捉えて、係の取組を部全体で共有し、書記官室を含めた部員全体が一緒に考える雰囲気と態勢作りが必要である。部総括の声掛け一つで部員のモチベーションは

変わるので、その意味でも部総括の役割が非常に重要である。このような意識の部総括であれば、前記(2)の部や裁判官個々人の状況を踏まえたメニューの作成もより容易になるといえよう。現状は、別紙ア①もあって陪席裁判官への部総括の後押しにもバラツキがある。経験豊富な部総括であっても、現状維持バイアスが強い場合には、その指摘にはプラス、マイナスの両面があることを意識し、部総括相互の意見交換を通じて、部総括集団として前述した方向性をどのように共有していくかは大きな課題であり、所長の重要な業務の一つといえる。

(4) 所長の役割

所長は、庁全体を見渡し、的確に現状を把握して、庁としての取組を実行する役割を担っている。前記(1)の問題意識からは、別紙のような相関関係の問題意識を部総括と共有し、その観点から庁や部の課題の洗い出しと共有が必要となろう。部総括の負担につながる場面（別紙イ）もあり得、本音の意見交換が必要である。そのためにも、所長からの積極的な問題提起、情報発信も必要となるし（M365は有用）、庁の状況に応じた場の設定が重要となる。検討事項によっては民刑の枠を超えた場の設定も必要となろう。また、庁の実情を踏まえた優先順位の設定（特に優先順位を下げる課題の設定）では、所長の果たす役割は大きい。

(5) 高裁・研修所・事務総局への期待

審理運営改善の取組を進める上で、上級審である高裁の影響力は大きい。日ごろから課題や問題意識を共有し、連携の取れた取組を進めていきたい。事務総局から局課ごとに提示される取組について、地家裁では別紙の相関関係の中で取り組んでいくことになるから、そのような状況下での取組が前進しやすいよう、各種取組の全体像の見える化や局課間の連携をさらに進めていただきたい。情報提供については、必要な情報が的確に届くように情報の有益性や汎用性がより分かりやすく伝わる仕組みが作られることを期待したい。事務総局や研修所には、別紙ア④の観点からの取組にも期待したい。デ

ジタル化後の裁判の在り方は、その時代を支える裁判官に求められる基本的能力と表裏一体のところがあり、研修所には、別紙ウ①から③の観点を意識した研修、研究会等を進めていただきたい。

(福岡地裁)

1 協議事項1（これまでの取組について）

(1) 民事分野

当庁では、令和3年度から民事部の課題として「審理の迅速化」を掲げ、昨年度、以下の取組を行った。各取組は、負担の合理化や紛争解決機能の向上につながり得るものであり、その意義や必要性は裁判官によく理解されている。もっとも、各取組には相当の時間を要することから、事件処理との両立に苦労し、取組のメリットを実感できていない者もいる。各取組の間の連携が不十分で、重複もあるのではないかとの意見も聞かれる。もとより、各取組は、粘り強く継続的に取り組むことを要するものであり、持続可能性の確保や負担の合理化のためにも、今年度も、裁判官の自主的な意見を引き出し、当事者意識を涵養しながら、整理・統合、合理化を進めるとともに、各取組と実践との循環が確保されるよう働きかけたいと考えている。

ア 審理運営改善の取組－序盤の口頭協議やTeams投稿の活用など

迅速化の一方策として、紛争の全体像把握のため、序盤の口頭協議を実施している。これは、多くの係により主に非定型的事件や複雑な事件、定型的でも背景が窺われる事件で実践されている。裁判官からは、争点や審理の方向性を共有でき、主張立証の拡散を防ぐことができた、和解を含む解決方針の検討が容易になったなどの感想が聞かれ、一定の負担軽減と紛争解決機能の向上につながっていると思われる。また、期日間のTeamsの投稿機能の活用を進めており、代理人との認識共有など一定の成果が上がっている。もっとも、これらを実践していない係もあり、取組の広がりの確保、異動期の承継が課題である。部における具体的な事件処理や相談を通じて、実践での「小さな成功経験」を共有し、取組を承継していくことが重要であると考える。なお、判決書の合理化・簡略化は、高裁を巻き込んで取組を進めていきたいと考えている。

イ 審理運営改善の取組－弁護士との協働（適切な役割分担）

審理運営改善には、弁護士と裁判官との協働が不可欠である。そこで、令和4年度から、弁護士との相互理解を図りながら、審理運営に関する議論を進めるため、若手弁護士と右陪席裁判官（各十数名、3ユニット）の定期的な協議の場を設けている。本取組では、日常の執務状況等を含め多岐にわたり率直な対話が積み重ねられ、相互理解の進化と良好な関係の構築につながっている。裁判所の取組にも理解が進み、取組の試行や改善が進めやすくなっている。例えば、「事情説明表の提出」について、参加弁護士から会員に対し有用性について発信してもらったことがある。また、令和5年度には、DX後の審理運営を見据えた争点整理の手法について模擬記録を用いて検討がされた。今年度は、コスパの良さなどが高く評価された手法について、ルール策定など広く実践につなげる取組を行うことが予定されている。

ウ DX後の書記官事務の在り方－書記官との協働（適切な役割分担）

上記テーマについて、裁判官と書記官により率直で中身の濃い議論がされた。その結果、相互の「遠慮」問題は根深く、双方向の率直なコミュニケーションが十分ではないこと、両者は「上下関係」という誤解もあり、「対等な」心理的安全性が確保された関係になく、チーム力を発揮できないでいること、裁判官への過度の事務集中や過剰な配慮・忖度による非効率が発生していることが明らかとなっている。そして、書記官とともに検討すべきは、「書記官事務の在り方」ではなく、「裁判体（裁判官+書記官）における書記官と裁判官との役割分担の在り方」であり、裁判官から積極的に働きかけ、書記官の意見を引き出す必要があると課題が再整理され、意見交換のための素材を提供することが予定されている。裁判体がパフォーマンスを最大化するには、役割分担を最適化し、チーム力（柔軟性ある臨機応変な対応力）を発揮させる必要があり（協働的訴訟運営）、この観点から議論の深化を後押ししたいと考えている。

（2）刑事分野

当庁でも、審理期間（特に公判前整理手続）の長期化が課題である。これについては、令和4年度から、法曹三者による検証運営委員会で継続的に取り組み、長期化要因などにつき議論が重ねられている。令和5年度は、公判審理と評議から遡って、公判前整理手続を見直すという視点から、模擬裁判・評議を実施し、当事者の訴訟準備の在り方について振り返りを行うなどしている。もっとも、これらの取組については、個別の事件処理に与えた影響等が見えにくく、統計的、定量的な分析が容易ではないことが課題である。

2 協議事項2（今後の取組について）

（1）部総括や所長による庁の実情を踏まえた情報発信

司研や上級庁からの情報は、文字情報の絞込みと視覚情報の活用等の工夫によって利便性が大幅に改善されている。もっとも、情報量はなお多く、十分活用されていない場合もあるように思われる。そこで、部総括や所長から、庁の裁判官の実情を踏まえて有用性・重要性の観点から選別し、推薦コメント付きで発信することなどが、各部において実践につながる議論を活性化させる意味でも有益であると考える。

（2）事務の合理化・標準化による負担の合理化と事件処理能力の向上

ア 民事分野の裁判事務、特に審理運営事務の合理化・効率化が進まない原因としては、①審理運営事務について、審理の進め方など裁判官の判断の独立とは関連しない部分を含めて広く「裁判事項」であるとして、裁判官ごとの区々の取扱いが認められ、標準化に適する事務についても非定型性が温存されたままであること、他方、②非定型性の高い事務の円滑な遂行には、書記官との協働の充実が不可欠であるにもかかわらず、「遠慮」によって適切な協働関係にないこと（前記1(1)ウ）にあると考えられる。①の結果、書記官において合理的理由なく裁判官ごとに事務の取扱いの変更を要するなど、審理運営に係る書記官事務の合理化・効率化が阻害されている。

イ 今後は、審理運営事務について、まず、①裁判官の判断の独立と関連し

ない部分は、できる限り合理化・標準化を進めることが重要である。標準化によってノウハウや課題の共有、組織的な振り返りと改善策の考案が可能となり、事務処理の効率化と事件処理能力の向上につながるからである。当庁でも今年度、マイコートルールの項目を統一し、できる項目から標準化を進め、首席によるルールメイキングにつなげる予定である。また、②非定型的事務については、書記官とのコミュニケーションの充実を図り、相互に強み・弱みを開示し、助け合うこと（役割分担の最適化）によって、チームとしての事件処理能力を向上させることが重要である。

ウ 上記イの取組に関しては、①標準的な事務の洗出しや②最適な役割分担の在り方などについて、新旧職員（特に従来の組織の価値観から自由な若手世代）の新鮮な視点・アイデアを傾聴し、意見を汲み取りながら、より合理的・効率的な事務処理の在り方を見出すなど、みんなで取り組む必要がある。そのためには、裁判官と職員との相互理解と率直な意見交換が不可欠であり、相互に関心を持つとともに、裁判官と書記官等は「対等な」職種間連携の関係にある（役割が違うにすぎない）ことを理解し、心理的安全性を確保しながら、双方向の対話を続けることが肝要である。

（3） 部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきもの

ア 部、各庁及び裁判所全体での心理的安全性の確保

前記(2)ウのとおり、所長や部総括において、各部や各部の間、事務局との間で、対等な関係の構築と心理的安全性の確保を図ることが肝要である。このような「関係の質」の向上は、裁判官や職員の「関係負荷」の軽減につながり、「量的負荷」や「質的負荷」に対する耐性を高めるもので、負担の合理化の効果も大きく、事件処理能力の向上をもたらすものと考える（「成功の循環モデル」）。この点、総研「4分以内」など、コンパクトで大変有益な情報発信がされており、引き続きお願いしたい。

イ 各分野を超えた連携、民刑家間の交流の活性化

審理の迅速化は、各分野共通の課題であり、口頭協議の活用、職種間連

携（事務の標準化、適切な役割分担とチーム力の強化）、弁護士との協働等、切り口も共通する。また、家裁におけるチームビルディングやオンラインコミュニケーションなどの知見は、民刑でも有用である。さらに、刑事分野では、裁判員裁判の導入を契機に、「核心司法」の実現に向け、部や庁を超えた活発な議論や事件の振り返りがされ、高裁を巻き込んで、大枠での標準的な審理運営のイメージの共有と裁判の質の向上への好循環が刑事部の文化として一定程度実現されているように思われる。この文化形成のプロセスや刑事関係の協議会での議論など、他分野でも参考になる事柄は多い。そこで、今後も令和4年度の「迅速化」研究会のような分野横断的な取組を進めていただきたいし、当庁でも、民刑間や家裁との知の共有と文化交流を活性化させたいと考えている。

(高松家裁)

1 裁判官の執務状況と組織的支援の必要性

当職が高裁の家事抗告集中部に在籍中、原審の審判書や事件記録を通じて家裁裁判官の仕事ぶりを俯瞰していた当時の印象では、中小規模庁において、経験の浅い裁判官が、家裁実務に通暁した先輩裁判官から事実上のアドバイスを受けるなどすることのないまま、おそらく一人で苦慮しながら審判書を仕上げた結果、家裁の審理・審判書の一般的なありようからややかい離したものになってしまっている例が散見された。大規模庁での執務経験に照らしても、部総括・上席等の信頼できる先輩裁判官に相談するなどしていれば、このような結論や説示にはならなかつたのではないか、部の機能の活性化が盛んに唱えられる中で、なぜそうしなかつたのであろうか、といった疑問や感想を持ったことは少なくなかつた。

しかし、今般、小規模庁の家裁所長としてその実情をつぶさに見ると、中小規模庁の家裁では、裁判官室内で先輩裁判官と十分な議論をして疑問点を解消するというプロセスを実現する前提条件自体が整っていないように見受けられる。

まず、当庁で当職着任前から全職種横断的に検討されていた会議・協議会等の負担の見直しの成果に接したことにより、中小規模庁において、若手や支部勤務の裁判官に頼りにされるべき本庁の上席裁判官（以下、単に「上席」という。）が余りに忙しすぎることに気付かされた。当庁において本庁に専従する裁判官は上席と陪席裁判官が各1名（他に所長も事件の一部を担当）であるが、上席が参加する会議・協議会等（庁内の各種会議、外部機関との協議会、調停委員等の研修、最高裁・司研・高裁が主催する協議会・研究会等）の数は、会議・協議会等の名称で単純に分類しただけでも実に40を超え、うち相当数のものにつきそれぞれ年に数回ずつ（庁内の会議等の多くは毎月）開催が予定されている。裁判官は、これらに出席する前提として、庁内における準備・調整を主導する必要があり、特に高裁所在地家裁の上席は、高裁管内全体に対して

一定の指導力・調整力を発揮することが期待されてもいるから、それらの負担は極めて大きなものといわざるを得ず、その繁忙度が上記の検証により顕著に可視化されたのである。

日常業務の面でも、家事調停の充実の観点から、調停期日の枠を1日3枠とする庁も増えてきているが、1日の担当調停事件数が増えるほど、その準備の負担は厳しいものになる。特に、担当する調停事件について全件評議を原則化している庁では、事前準備に相応の時間をする上、評議があることを前提に日中これに拘束される時間の負担もあり、書記官室から上がってくる各種の決裁も相当の分量があるため、結局、上席以外の裁判官も含め、審判書の起案に集中できるのは午後5時以降ないし土日、という状況になることが多いように見受けられる。

このような中小規模庁で家事調停・審判を担当する家裁裁判官のトータルな繁忙度は、大規模庁の家裁や高裁の家事抗告部からは認識が困難なものといえよう。そして、事件処理と期日等の負担に関する限り、同様のことは、中小規模庁で民事事件を担当する地裁裁判官にも、相当程度当てはまるようと思われる。

2 裁判官の負担の可視化及びその合理化

上記1のとおり会議・協議会等の出席・準備の負担が可視化されたことを前提に、（とりわけ中小規模庁の）裁判官の負担軽減のため所長に何ができるかを考えたい。まず、裁判官の会議・協議会等への参加と準備のうち、出席することが必要不可欠とまでいえないものや、関与の程度を軽減できるもの、とりわけ上級庁への求意見や管内他庁との調整を要しないもの（庁内の決定のみで対応できるもの）は、躊躇なくこれを整理すべきものと考えられ、現に当庁でも庁内で相談し、上席等の裁判官と関係各職種が真に注力すべき仕事に注力できる効率的な態勢の整備のため、会議等の目的と効果の観点から大幅な整理を実施しつつある。

そして、その整理の検討に際しては、デジタル化の動きを見据えた対応が重

要であろう。デジタル化の波は、確実に裁判所の日常風景を変えつつあり、Teamsを駆使して庁内の又は管内他庁との会議の相当部分がリモート形式で実施され、裁判官相互間でも、チャット機能を使って、庁内で又は管内他庁の裁判官も加わった形で、一定のグループが形成され、特定の話題・論点についてチャット上で議論や情報の交換・共有がされることも日常的に行われるようになった。会議・協議会等における意見交換の相当部分は、時間的・場所的な制約を伴わないこのような形式のもので代替できるであろう。実際、高松高裁管内では、M365のチャネルやチャットグループの活用によって実質的な議論が各庁間で行われていることに鑑み、高裁や管内他庁の賛同も得た上、今年度は従来実施されてきた高裁主催の管内家事・少年事件担当裁判官研究会の開催を見合わせることとなった。

このようなデジタル化の進展によって、各庁の裁判官は、物理的には離れていても、心理的には以前よりも格段に近い関係を築きつつあるように思われ、さらに一步を進めて、例えば原則的に上席の出席が予定されている会議・協議会等のうち、可能なものは、あたかも高裁管内各庁を一つのチームのように考え、ある協議会には高松の上席が、別の協議会には松山の上席がというように出席の負担を分担した上で、Teams等を駆使して情報共有と意見交換を密にする、という方法（仮称「管内ワンチーム方式」）で対応する余地もあるように思われる。もとより、それによって各庁の上席が協議会等の参加と還元に負担感を感じるようになっては本末転倒であるし、特に高裁所在地家裁の上席は、その立場上、管内のリーダーとしての役割を免れることは困難な面があるが、むしろ、そうであるからこそ、それ以外の負担を極力軽減して合理化し、高裁所在地家裁の上席としての職務の核心部分に注力できる環境を整備する必要があるものといえよう。また、このようなデジタル化を見据えた管内ワンチーム方式は、管内の状況や案件の性質等によっては、地裁の協議会等にも妥当する余地があり得るといえよう。

3 裁判官の仕事の核心部分に係る知見・ノウハウの共有の取組とこれに対する

コンセンサスの形成

裁判官の客観的負担の軽減・合理化の目的は、それによって裁判官が仕事の本質的・核心的部分に注力することを可能とすることにあり、これに関して、今日では、民事事件の分野においても、核心司法の実現を目指した諸般の取組がされつつあるが、そもそも裁判官にとって核心を捉えた仕事とは何であるかについて、裁判所全体で審級横断的にコンセンサスを形成することが喫緊の課題であろう。

高松高裁管内では、このような問題意識から、「民事・家事ケース研究会」の取組が進められている。これは、管内地家裁（四国各庁）における実際の判決書・審判書（昨年度は前者に特化）を題材に、高裁裁判官も交えて、「これくらい書いていればよいのではないか」といえるラインや工夫例を共有し、負担の合理化（簡明化・効率化）と質の確保（判断の説得性）の調和点を共に考えることを目的とする双方向的な取組（既存の研究会を昨年度から新たな方式で実施したもの）である。高裁裁判官を交えた研究会では、とかく高裁から1審に対し、望ましい判決等の在り方を伝授し問題点を指摘するという形になりがちであるが、伝授・指摘される内容がともすれば若い世代の裁判官にとってハードルが高すぎ、実践が困難ないし負担と受け止められることも少なくなかったように思われ、上記のようなケース研究の手法は、現状での現実的な知の伝承・共有の在り方（民事事件の審理方法の知見・工夫例の共有に向けた最近の様々な試みを補完するもの）として、コンセンサスの醸成の観点からも有用なものと考えられる。

この問題は家事の分野では更に深刻であり、家事事件の著しい多様性・裁量性にもかかわらず、依拠すべき文献も乏しく、特に中小規模庁の裁判官は一人で様々な事案を検討せざるを得ず、標準的な審理方法も確立していないことが多い。裁判官としていかなる成果物を示せば核心を捉えた仕事をしたと評価されるのかに疑惑を有するとりわけ若い世代の裁判官は少なくないであろう。近時、家事担当裁判官の間で、家事事件の類型ごとに審理の基本的な進め方等に関する知見を集めて共有する試みが、数額の算定を要する類型も含めて核心を捉えた簡明さや効率性を志向する方向で広がっているものと承知しているが、

実際に家裁所長として小規模庁の本庁・支部の実情に接すると、このような試みを積極的に評価して推進する必要性が改めて痛感されるし、実際、中小規模庁における多くの家事担当裁判官から、そのような試みを支持する意見が極めて多数寄せられている。

もっとも、このような方向性に関しては、抗告審を含めて必ずしもまだ十分な理解が実務のコンセンサスとして得られていない状況にあるように見受けられ、その根底には、当事者の真の「納得」を得るためにには、その主張するところを真摯に受け止め、丁寧に審理して主張立証を尽くさせることが裁判所への信頼確保の観点から大切である、という伝統的な裁判観があるように思われる。

しかし、諸般の事情を総合考慮した裁量的・形成的な判断を基本とする家事審判においては訴訟の審理とは異なる考慮や更なる迅速性が要請される面があることに加え、若い世代の裁判官のライフスタイルの変容やワークライフバランスの意識の高まり、裁判所のマンパワーの総量につき今後想定される事態、特に家裁については今後想定される共同親権等の新制度導入に由来する事件の質・量の変容等の諸事情を踏まえると、この問題は、個々人の裁判観等の哲学的な問題にとどまらず、裁判所のリソースの合理的配分に関わる優れて司法政策的な問題でもあることは否定できず、司法行政に携わる者全てが、さらには1審の判断を事後に審査する立場にある高裁の裁判官もまた、そのような問題意識を共有した上で執務に当たる必要があるといえよう。その意味で、家事の分野でも、前述のケース研究のような審級間の双方向的な取組の手法やマインドは参考になるものと思われる。

業務上の要因

ア 審理運営改善の取組

- ① ゴール共有するもアプローチ（exデジタルツールの活用）の有効性の共有不十分
- ② ツール開発中（書記官の活用を含め効果検証は途上）
- ③ 変えることの手間、習熟するまでの手間
- ④ 弁護士、検察官の業務改善へのアプローチ不十分
当事者の業務改善なくして裁判官の業務改善なし

イ 業務の状況・負担

- ①手持ち事件の状況・負担
- ②その他業務の状況・負担
- *業務・負担の合理的再分配
- *業務改善と、書記官の活用・協働

ウ 基本的能力

- ① 基本的能力とは何か
ex書面能力（作成、読解）の偏重？
- ② 知の承継
- ③ 習熟の場としての部・合議
*民刑の知見や違いの共有の重要性

業務外の要因

エ 働き方

- ① 時間的自由度の程度
- ② 仕事への意識
- *階層・年代による差